

農地転用許可申請に必要な書類等

1 許可申請の区分

- (1) 所有者が転用する場合・・・農地法第4条許可申請書 提出枚数3枚
- (2) 所有権を移転又は賃借権を設定して転用する場合
・・・農地法第5条許可申請書 提出枚数4枚

※申請締切は毎月27日（27日が休日の場合は、休日の前日まで）です。

2 申請書の添付書類

裏面「農地転用目的別添付書類一覧」を確認

(提出部数は2部、うち一部は写しで可)

3 2のほか、事例に応じて必要な添付書類

- (1) 市街化調整区域に建物を建てる場合で、開発許可を必要とする場合
→ 開発許可申請書の写し (都市計画課 計画・開発指導係)

※区域にかかわらず開発許可不要の場合は、申請書1部に「開発許可不要」の押印が必要。

- (2) 賃借権を設定して利用する場合
→ 貸借契約書の写し

- (3) 水路、その他官地を通路等として利用する場合
→ 利用するための必要書類 (土木課 用地係)

- (4) 土地の全部事項証明書の住所と現在の住所が違う場合
→ 戸籍の附票や住民票の写しなどの住所変更の経緯が分かるもの

4 公図を提出する際は、申請地の表示及び申請地に隣接する土地の地目を表示してください。

5 申請の際に土地所有者が窓口に来られない場合は、委任状と印鑑証明書が必要となります。
(提出部数は1部)

6 現在、利用している既存敷地がある場合は、事業計画書に既存敷地の所在及び面積を記載してください。

※申請地が農用地区域内にある場合は、転用申請の前に農用地区域からの除外もしくは農業用施設等への用途変更の手続きが必要となります。

(年4回、4月・7月・10月・12月とりまとめ)

担当：農業委員会事務局 TEL 0172-40-7104

岩木分室 TEL 0172-82-1621

相馬分室 TEL 0172-84-2111

農地転用目的別添付書類一覧

添付書類		農家住宅	普通住宅	住宅地拡張	植林	畜舎類	農業用倉庫	店舗	資材置場	道路	砂利採取類	太陽光発電
登記全部事項証明書(原本)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
位置図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公図(原本)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配置図(土地利用計画図)		○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○
平面図(立面図)		○	○	△	/	○	○	○	/	/	○	○
事業計画書		/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○
資金証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
受人が法人	定款	/	/	/	○	○	/	○	○	○	○	○
	法人現在事項全部証明書(原本)	/	/	/	○	○	/	○	○	○	○	○
土地改良区意見書		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
取水・排水に係る水利権者の同意書		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
仮登記・仮差押・差押に係る転用事業者の同意書		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
その他必要な書類		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●

(注) 1. 図面の縮尺 位置図 1/50,000~1/10,000

配置図 1/2,000~1/500

平面図 1/100

2. △印は必要に応じて添付 3. ●印は次の書類を添付。

ア 経済産業省の発電設備認定の承認書の写し。

イ 低圧(50kw未満)の場合、東北電力への「系統連系・電力売電申込書」写し及び代理店あて「系統連系の技術検討の結果のお知らせ」写し。

ウ 高圧(50kw以上)の場合、東北電力への「系統連系申込書」写し及び「系統連系承諾書」写し。

4. 住宅地拡張の場合は既存の宅地の面積がわかるものも添付。

5. 自己所有の農地を農業用施設(倉庫等)に転用(農地法第4条)する場合、面積が200㎡未満は、許可不要。